



長野県告示第210号

平成21年3月31日から下伊那郡清内路村を廃し、その区域を同郡阿智村に編入することに伴い、次のとおり同村の人口を告示します。

平成21年3月30日

長野県知事 村井 仁

下伊那郡阿智村 7,548人

情報統計課

長野県告示第211号

全国自治宝くじ事務協議会規約(昭和30年2月長野県議会定例会議決第43号)の一部を次のように改正します。

平成21年3月30日

長野県知事 村井 仁

第3条第2号中「浜松市」の次に「岡山市」を加える。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

財政課

長野県告示第212号

身体障害者補助犬給付要綱(平成16年長野県告示第96号)の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行します。

平成21年3月30日

長野県知事 村井 仁

第14中「経て福祉事務所」を「経て保健福祉事務所」に、「地方事務所(市にあってはその市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、東御市にあっては上小地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市及び安曇野市にあっては松本地方事務所、須坂市及び千曲市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所)」を「保健福祉事務所」に改める。

障害福祉課

長野県告示第213号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成21年3月30日

長野県知事 村井 仁

| 名 称 | 所 在 地 | 認 定 の 有 効 期 限 |
|--------------------------|-----------------|---------------|
| 医療法人雨宮病院 | 佐久市下小田切73 | 平成24年3月29日 |
| 長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院小海分院 | 南佐久郡小海町大字豊里78番地 | 平成24年3月31日 |
| 伊那中央病院 | 伊那市小四郎久保1313番地1 | 平成24年3月31日 |

医療政策課

長野県告示第214号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年3月30日

長野県知事 村井 仁

- 1 施行者の名称
飯山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
飯山都市計画下水道事業 飯山市公共下水道
- 3 事業施行期間
平成4年2月10日から
平成28年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
平成4年長野県告示第86号、平成9年長野県告示第667号及び平成18年長野県告示第424号の事業地のうち、飯山市大字飯山字桶之東、字堤下及び字上長峯並びに大字静間字金山及び字松尾地内において事業地を変更する。

生活排水課

長野県告示第215号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年3月30日

長野県知事 村井 仁

- 1 施行者の名称
松川町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
松川都市計画下水道 松川町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成5年2月18日から
平成24年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

生活排水課

長野県告示第216号

長野県中小企業高度化資金貸付規程（平成8年長野県告示第552号）の一部を次のように改正し、平成21年度の貸付から適用します。

平成21年3月30日

長野県知事 村 井 仁

第3条第5号を次のように改める。

(5) 一般社団法人等 施行令第2条第2項第1号に規定する一般社団法人等をいう。

第27条第1項及び第2項中「公益法人」を「一般社団法人等」に改める。

第48条を次のように改める。

この規程により知事に提出する書類は、所轄地方事務所長を経由するものとする。

別表第1の13の項から16の項まで中「公益法人」を「一般社団法人等」に、同表の17の項中「公益法人」を「一般財団法人」に改め、同項の次に次のように加える。

| | | | | | | | |
|----|----------------|--|-------------------------|-------------------------------|-----|------------------|---|
| 18 | 長野県農工商連携支援基金事業 | 県が拠出する一般財団法人が、基金を設け、その運用により生ずる収益を用いて、中小企業者（農林漁業者を除く。）と農林漁業者との連携による創業又は中小企業の経営の革新に取り組む中小企業者等に対し助成金を交付する事業 | 長野県農工商連携支援基金事業を行う一般財団法人 | 長野県農工商連携支援基金事業に要する基金に充てるための資金 | 無利子 | 10年以内 (10年以内) | 貸付けの相手方が行う農工商連携支援基金事業に要する基金に充てるための資金の100分の100以内 |
|----|----------------|--|-------------------------|-------------------------------|-----|------------------|---|

経営支援課

長野県告示第217号

長野県農業改良資金貸付規程（平成15年長野県告示第53号）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日以降の貸付けに係る貸付金から適用します。

平成21年3月30日

長野県知事 村 井 仁

第3条の見出しを「(保証人及び担保)」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 借入申込者は、知事が別に定める場合においては、前項の連帯保証人のほかに担保を提供しなければならない。

第6条の見出しを「(借用証書等)」に改め、同条中「提出しなければならない。」を「提出し、又は金銭消費貸借契約を知事と締結しなければならない。」に改める。

農村振興課

長野県告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年4月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県南佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年3月30日

長野県知事 村 井 仁

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 299号

3 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---------------------------------|-----|-----------------------|----------------------|
| 南佐久郡佐久穂町大字大日向字下瀧平1049番の1地先から | 旧 | 5.4~39.2 ^m | 2.6102 ^{km} |
| 南佐久郡佐久穂町大字大日向字どうどう免き1887番の3地先まで | | 9.5~38.5 | 2.3088 |
| 同 上 | 新 | 9.5~38.5 | 2.3088 |

道路管理課

長野県告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年4月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年3月30日

長野県知事 村 井 仁

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下仁田浅科線
- 3 道路の区域

| 区 | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|-----|-----------------------|----------------------|
| 佐久市志賀字東駒込1164番の1地先から 佐久市志賀字樋先1888番の1地先まで | | 旧 | 4.5~16.6 ^m | 1.6359 ^{km} |
| | | | 12.0~67.0 | 1.7276 |
| 同上 | | 新 | 12.0~67.0 | 1.7276 |

道路管理課

長野県告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年4月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年3月30日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 152号
- 3 道路の区域

| 区 | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--|---|-----|-----------------------|----------------------|
| 伊那市高遠町藤沢5959番地先から 伊那市高遠町藤沢5609番の1地先まで | | 旧 | 4.2~45.0 ^m | 0.8000 ^{km} |
| | | | 12.4~35.0 | 0.7800 |
| 同上 | | 新 | 12.4~35.0 | 0.7800 |

道路管理課

長野県告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年4月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年3月30日

長野県知事 村井 仁

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 杉野沢黒姫停車場線
- (3) 道路の区域

| 区 | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--|---|-----|-----------------------|----------------------|
| 上水内郡信濃町大字野尻字黒姫山3884番の673地先から 上水内郡信濃町大字柏原字中島2711番の89地先まで | | 旧 | 4.0~32.0 ^m | 3.8991 ^{km} |
| | | | 6.5~62.5 | 4.4303 |
| 同上 | | 新 | 6.5~62.5 | 4.4303 |

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 長野荒瀬原線
- (3) 道路の区域

| 区 | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|-----|-----------------------|----------------------|
| 上水内郡飯綱町大字芋川字寺村322番の1地先から 上水内郡飯綱町大字芋川字中峰前田2672番の1地先まで | | 旧 | 4.9~16.3 ^m | 1.2160 ^{km} |
| | | | 12.0~27.5 | 1.1200 |
| 同上 | | 新 | 12.0~26.2 | 1.1200 |

道路管理課

長野県告示第222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年4月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯山建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年3月30日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 飯山新井線
- 3 道路の区域

| 区 | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|-----|-----------------------|----------------------|
| 飯山市大字常盤字北山根719番の5地先から 飯山市大字常盤字北長峰95番の1地先まで | | 旧 | 8.6~70.6 ^m | 0.6896 ^{km} |
| | | | 12.5~28.8 | 0.7486 |
| 同上 | | 新 | 12.5~28.8 | 0.7486 |

道路管理課

長野県告示第223号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに関係の建設事務所、市役所に備え置きます。

平成21年3月30日

長野県知事 村井 仁

| 区域名 | 区域の範囲 | 市町村名 | 大字 | 字 | 地番 | 標柱番号 |
|------------|--|------|----|----|-------|------------|
| 矢高 (追加) | 昭和48年3月26日長野県告示第137号で指定した矢高急傾斜地崩壊危険区域の標柱6号と右に掲げる地番の土地に存する標柱12号を結んだ線、標柱12号から16号までを順次結んだ線及び標柱16号と昭和48年3月26日長野県告示第137号で指定した矢高急傾斜地崩壊危険区域の標柱6号を結んだ線に囲まれた区域。 | 飯田市 | 鼎 | 下山 | 812番1 | 12号 |
| | | 〃 | 〃 | 〃 | 1405番 | 13号から15号まで |
| | | 〃 | 〃 | 〃 | 1417番 | 16号 |

砂防課

長野県告示第224号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月30日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

大沢川、蟹出沢、中野沢川、金川、伴僧川1、矢野口川2、矢野口川1、伴僧川2、金沢川、大崩川、舟ヶ久保川1、舟ヶ久保川2、木舟一沢、木舟二沢、坂室川3、逆川、坂室川1、浅下瀬川1、麻浸川、坂室川2、浅下瀬川2、浅下瀬川3、西茅野沢、百々川、中の沢川1、中の沢川2、中の沢川3、中の沢川4、中の沢川5、小町屋沢、水眼川1、水眼川2、下馬沢川1、下馬沢川2、高部沢、西沢川、ヨキドキ沢1、ヨキドキ沢2、ヨキドキ沢3、浦の沢、西茅野沢1及び西茅野沢2

2 指定の区域

茅野市、諏訪市、諏訪郡富士見町及び原村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第225号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月30日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

南西山3、南西山1、南西山2、辻沢川、如来寺川、上穂沢川南、上穂沢川北、上穂沢川1、深沢川1、深沢川2、鼠川、籠ヶ沢1、籠ヶ沢2、駒ヶ根高原1及び駒ヶ根高原2

2 指定の区域

駒ヶ根市及び上伊那郡飯島町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第226号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月30日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

上中村川、滝沢川、金色洞沢川、祝井沢川、サルコバ沢、入野沢、大梨沢1、うど洞、闇の沢1、闇の沢2、細田沢川、大梨沢2、大梨沢3、大梨沢4、闇の沢3、茂都計川1、茂都計川2、茂都計川3、茂都計川4、新川1、新川2、新川3、南沢川1及び南沢川2

2 指定の区域

飯田市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第227号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月30日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

境の沢川、弥太沢川、下垣外沢、清水洞、赤坂洞、唐沢川、城北川、姥懐沢、御堂ヶ入沢、宮ヶ洞沢、雨沢川、ゴウシャノ洞、保谷沢川(2)、保谷沢川(1)、中の入川、保谷沢川(3)、小波ダム西の沢、湯の沢、溝沢、福沢川、中の村沢(1)、中の村沢(2)、中の村沢(3)、宮沢川、寺沢川、広町西の沢、生田グランド南の沢、生田グランド東の沢、間沢洞、柄山沢、六郎沢、百合の沢、城北西の沢、塩倉神沢、広町北の沢、梅松苑西の沢、梅松苑北の沢、梅松苑南の沢、間瀬の田沢、柄山浄水北の沢及び柄山浄水東の沢

2 指定の区域

下伊那郡松川町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第228号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月30日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

本郷沢A、本郷沢B、本郷沢C、大谷沢、坂田D、坂田A、坂田C、坂田B、内山沢A、内山沢B、内山沢C、洞入沢A、洞入沢B、洞入沢C、中灰野沢A、中灰野沢B、中灰野沢C、入河原、川原、奈良川A、奈良川B、金山沢A、金山沢B、米子C、米子A、米子B、米子ノ沢、亀倉、仁礼、中村、福沢A、福沢B、福沢C、めが沢B、めが沢A、細尾沢A、細尾沢B、大根子、仙仁、小根子、瀬之脇、大門A、大門B、小峽沢、栃倉上、栃倉、八町A、八町B、八町C、前山沢D、前山沢C、前山沢A-1、前山沢A-2、前山沢B、辛沢A、辛沢B及び辛沢C

2 指定の区域

須坂市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県須坂建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第229号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月30日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

深沢1、沢又木沢1、キダチノ沢1、キダチノ沢2、水ノ緒川1、赤岩沢1、赤岩沢2、滝ノ沢1、牧ノ入沢3、柳沢1、柳沢2、観音寺沢1、観音寺沢2、田上沢1、田上沢2、水ノ入沢1、水ノ入沢2、入山沢1及び牧ノ入沢4

砂防課

2 指定の区域

中野市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県中野建設事務所に備えて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第230号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月30日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

中野沢川、金川、伴僧川1、矢野口川2、矢野口川1、伴僧川2、金沢川、舟ヶ久保川1、舟ヶ久保川2、木舟一沢、木舟二沢、坂室川3、逆川、坂室川1、坂室川2、中の沢川1、中の沢川2、中の沢川3、中の沢川4、中の沢川5、小町屋沢、水眼川2、下馬沢川1、下馬沢川2、高部沢、西沢川、ヨキドキ沢1、ヨキドキ沢2、ヨキドキ沢3、浦の沢及び西茅野沢1

2 指定の区域

茅野市、諏訪市、諏訪郡富士見町及び原村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第231号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月30日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

南西山1、上穂沢川南、上穂沢川北、上穂沢川1、深沢川1、籠ヶ沢1、駒ヶ根高原1及び駒ヶ根高原2

2 指定の区域

駒ヶ根市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第232号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月30日

長野県知事 村 井 仁

- 土砂災害特別警戒区域の名称
うど洞、闇の沢1、細田沢川、大梨沢2、闇の沢3、茂都計川2、茂都計川3、茂都計川4、新川1、新川2及び新川3
- 指定の区域
飯田市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するとおり

砂 防 課

長野県告示第233号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月30日

長野県知事 村 井 仁

- 土砂災害特別警戒区域の名称
境の沢川、弥太沢川、清水洞、城北川、御堂ヶ入沢、宮ヶ洞沢、ゴウシャノ洞、保谷沢川(2)、小渋ダム西の沢、湯の沢、溝沢、中の村沢(2)、中の村沢(3)、寺沢川、広町西の沢、生田グランド南の沢、柄山沢、六郎沢、百合の沢、城北西の沢、塩倉神沢、広町北の沢、梅松苑西の沢、梅松苑北の沢、梅松苑南の沢、間瀬の田沢及び柄山浄水東の沢
- 指定の区域
下伊那郡松川町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するとおり

砂 防 課

長野県告示第234号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月30日

長野県知事 村 井 仁

- 土砂災害特別警戒区域の名称
本郷沢A、本郷沢B、本郷沢C、大谷沢、坂田D、坂田A、坂田C、坂田B、内山沢A、内山沢B、内山沢C、洞入沢A、洞入沢B、

洞入沢C、中灰野沢A、中灰野沢B、中灰野沢C、入河原、川原、奈良川B、金山沢A、金山沢B、米子C、米子A、米子B、米子ノ沢、亀倉、仁礼、中村、福沢A、福沢B、福沢C、めが沢B、めが沢A、細尾沢A、細尾沢B、大根子、仙仁、小根子、瀬之脇、大門A、大門B、小峡沢、栃倉上、栃倉、八町A、八町B、八町C、前山沢D、前山沢C、前山沢A-1、前山沢A-2、辛沢A、辛沢B及び辛沢C

- 指定の区域
須坂市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県須坂建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するとおり

砂 防 課

長野県告示第235号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月30日

長野県知事 村 井 仁

- 土砂災害特別警戒区域の名称
深沢1、沢又木沢1、キダチノ沢1、キダチノ沢2、水ノ緒川1、赤岩沢1、赤岩沢2、滝ノ沢1、牧ノ入沢3、柳沢1、柳沢2、観音寺沢1、観音寺沢2、田上沢1、田上沢2、水ノ入沢1、水ノ入沢2、入山沢1及び牧ノ入沢4
- 指定の区域
中野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県中野建設事務所に備えて縦覧に供します。）
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するとおり

砂 防 課

長野県告示第236号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月30日

長野県知事 村 井 仁

- 土砂災害警戒区域の名称
金沢1、金沢2、金沢3、金沢4、金沢5、金沢6、金沢7、金沢8、金沢9、金沢10、宮川1、宮川2、宮川3、宮川4、宮川5、宮川6、宮川7、宮川8、宮川9、宮川10、宮川11、宮川12、宮川13、宮川14、宮川15、宮川16、宮川17、宮川18、宮川19、宮川20、宮川21、宮川22、宮川23、宮川24、宮川25、宮川26、宮川27、宮川28、宮川29、宮川30、宮川31、宮川32、玉川1及び玉川2
- 指定の区域

茅野市及び諏訪郡原村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂 防 課

長野県告示第237号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月30日

長野県知事 村 井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

共楽園下、菅の台駒ヶ根橋南、菅の台別荘地、福岡大徳原、大御食神社東、赤穂高校南、赤穂高校東、美須津保育園北、中通り北、中筋橋北、井の上橋北、上穂沢橋南、放下小平東、放下小平西、福岡辻沢東、福岡辻沢中、福岡大徳原西、如来寺西、小町屋南部、菅の台別荘地南、菅の台スキー場及び菅の台スキー場北

2 指定の区域

駒ヶ根市及び上伊那郡飯島町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂 防 課

長野県告示第238号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月30日

長野県知事 村 井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

大瀬木(6)、大瀬木(5)、大瀬木(14)、大瀬木(15)、北方(1)、北方(3)、北方(6)、北方(7)、北方(9)、北方(8)、鼎切石(1)、鼎切石(2)、天伯神社、桜瀬、切石(5)、北方(10)、青木、水割、鼎上山(1)、鼎上山(2)、鼎上山(3)、新城(1)、新城(2)、矢高神社下、矢高(1)、矢高(2)、山岸、松尾久井(1)、松尾久井(2)、八幡町(3)、八幡町(4)、八幡町(5)、八幡町(6)、松尾代田(2)、毛賀(7)、鼎名古熊(6)、鼎名古熊(1)、下殿岡、三日月市場(10)、三日月市場(13)、三日月市場(12)、三日月市場(11)、三日月市場(14)、毛賀(12)、毛賀(10)、毛賀(14)、毛賀(18)、毛賀(15)、駄科(6)、駄科(5)、駄科(4)、毛賀(24)、毛賀(26)、中村(32)、久米(2)、切石(1)、切石(2)、切石(3)、切石(4)、上山(1)、上山(2)、上山(3)、下山(1)、下山(2)、東鼎(1)、上殿岡(9)、上殿岡(7)、上殿岡(8)、上殿岡(10)、三日月市場(15)、三日月市場(16)、三日月市場(17)、三日月市場(18)、三日月市場(22)、三日月市場(20)、三日月市場(19)、中村(29)、中村(30)、中村(22)、中村(27)、中村(26)、中村(25)、大瀬木(16)、北方(4)、大瀬木(12)、大瀬木(11)、大瀬木(1)、大瀬木(2)、大瀬木(3)、大瀬木(4)、大瀬木(7)、大瀬木(8)、大瀬木(9)、大瀬木(10)、大瀬木(13)、大瀬木(17)、北方(5)、北方(2)、鼎名古熊(2)、鼎上山(4)、東鼎(2)、松尾上溝(1)、松尾上溝(2)、松尾上溝(3)、松尾上溝(4)、八幡町(1)、毛賀(8)、毛賀(6)、毛賀(5)、毛賀(4)、毛賀(3)、松尾代田(3)、松尾代田(4)、毛賀(9)、

毛賀(27)、毛賀(28)、毛賀(29)、毛賀(25)、毛賀(23)、毛賀(20)、毛賀(21)、毛賀(22)、毛賀(19)、毛賀(17)、毛賀(16)、毛賀(13)、毛賀(11)、駄科(3)、駄科(1)、駄科(2)、毛賀(1)、毛賀(2)、松尾代田(1)、鼎名古熊(9)、鼎名古熊(10)、鼎名古熊(3)、鼎名古熊(7)、鼎名古熊(8)、鼎名古熊(4)、鼎名古熊(5)、上殿岡(5)、上殿岡(6)、上殿岡(4)、三日月市場(1)、三日月市場(2)、三日月市場(3)、三日月市場(6)、三日月市場(5)、三日月市場(4)、三日月市場(7)、上殿岡(1)、上殿岡(2)、上殿岡(3)、三日月市場(8)、三日月市場(9)、三日月市場(21)、桐林(1)、桐林(2)、上川路、中村(31)、中村(17)、中村(16)、中村(18)、中村(19)、中村(21)、中村(20)、中村(28)、中村(15)、中村(14)、中村(13)、中村(12)、中村(11)、中村(9)、中村(10)、中村(7)、中村(8)、中村(6)、中村(5)、中村(24)、中村(23)、中村(4)、中村(3)、中村(2)、中村(1)、東鼎(3)及び八幡町(2)

2 指定の区域

飯田市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂 防 課

長野県告示第229号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月30日

長野県知事 村 井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

大沢北部1、清泉地1、清泉地2、城1、城2、城3、鶴部1、鶴部2ア、鶴部2イ、鶴部3、鶴部4、松川1、馬坂1、馬坂2、宮本1、宮本2、宮本3、宮本4、馬坂3ア、馬坂3イ、馬坂3ウ、新井南部1、古町東部、古町南部1、古町中部1、古町中部2、南方3、南方1、南方2、古町北部、新井南部2、新井南部3、新井南部4、弥久司、北垣外1、宮坂、北垣外2、滝の沢1、滝の沢2、滝の沢3、滝の沢5、滝の沢4、新井北部3、新井北部1、新井北部2、名子原、城北、名子北部1、名子北部2、下垣外1、下垣外2、増野、桑園南部1、桑園南部2、桑園北部1、桑園北部2、桑園北部3、町谷1、福沢1、福沢2、福沢3、福沢4、塩倉1、塩倉2、塩倉3、中山1、中山2、中山3、中山4、中山5、中山6、中山7、中山8、中山9、中山10、峠1、峠2、峠3、峠4、峠5、峠6、峠7、峠8、峠9、峠10、峠11、峠12、峠13、峠14、峠15、峠16、峠17、峠18、峠19、峠20、峠21、峠22、峠23、峠24、峠25、柄山1、柄山2、柄山3、柄山4、柄山5、柄山6、柄山7、柄山8、柄山9、柄山10、中山111、中山11、柄山12、柄山13、中山12、中山13、中山14、中山15、中山16、中山17、中山18、中山19、中山20、中山21、中山22、中山23、中山24、中山25、中山26、中山27、中山28、中山29、中山30、塩倉4、中山31、中山32、中山33、長峰1、長峰2、長峰3、長峰4、長峰5、長峰6、長峰7、長峰8、長峰9、長峰10、長峰11、長峰12、長峰13、長峰14、長峰15、長峰16、長峰17、長峰18、長峰19、長峰20、間沢1、間沢2、間沢3、間沢4、間沢5、間沢6、寺沢1、中の村1、中の村2、中の村3、福沢5、福沢6、大沢北部2、大沢北部3、大沢北部4、町谷2、檜原、桑園南部3、大島南部、名子北部3、名子北部4、名子北部5、原田1、原田2、諏訪形、城4、城5、城6、大栢、大栢南、新井北部4、松川2、新井南部5、新井南部6、古町中部3、

古町南部2、古町中部4、古町中部5、古町中部6、古町中部7、南方4、南方5、南方6、南方7、南方8、南方9、部奈1、部奈2、部奈3、部奈4、部奈5、部奈6、部奈7、部奈8、部奈9、部奈10、部奈11、中山34、中山35、中山36、中山37、中山38、中山39、中山40、中山41、中山42、中山43、中山44、中山45、中山46、中山47、中山48、中山49、中山50、中山51、中山52、中山53、中山54、中山55、中山56、中山57、中山58、中山59、中山60、中山61、中山62、中山63、中山64、中山65、中山66、中山67、中山68、中山69、峠26、峠27、峠28、峠29、峠30、峠31、峠32、峠33、峠34、峠35、峠36、峠37、峠38、峠39、峠40、峠41、峠42、峠43、峠44、峠45、峠46、峠47、峠48、峠49、峠50、峠51、峠52、峠53、峠54、峠55、峠56、柄山15、柄山16、柄山17、柄山18、柄山19、柄山20、柄山21、柄山22、柄山23、柄山24、柄山25、柄山26、柄山27、柄山28、柄山29、柄山30、柄山31、柄山32、柄山33、中山70、中山71、中山72、中山73、中山74、中山75、中山76、中山77、中山78、中山79、中山80、中山81、中山82、中山83、中山84、中山85、中山86、中山87、中山88、中山89、中山90、中山91、中山92、中山93、中山94、中山95、中山96、中山97、中山98、中山99、中山100、中山101、中山102、中山103、中山104、中山105、中山106、中山107、中山108、中山109、中山110、長峰21、長峰22、長峰23、長峰24、長峰25、長峰26、長峰27、長峰28、長峰29、長峰30、長峰31、長峰32、長峰33、長峰34、長峰35、長峰36、長峰37、長峰38、長峰39、長峰40、長峰41、長峰42、長峰43、長峰44、長峰45、長峰46、長峰47、長峰48、長峰49、長峰50、長峰51、長峰52、長峰53、長峰54、塩倉5、塩倉6、塩倉7、塩倉8、塩倉9、塩倉10、塩倉11、塩倉12、塩倉13、塩倉14、塩倉15、塩倉16、塩倉17、塩倉18、塩倉19、塩倉20、寺沢2、寺沢3、寺沢4、中の村4及び中の村5

2 指定の区域

下伊那郡松川町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂 防 課

長野県告示第240号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月30日

長野県知事 村 井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

本郷町、大谷町2、大谷町、鎌田トンネル北、山崎一ア、山崎一イ、坂田町3、坂田町4、坂田町5、坂田町、坂田町2、坊主山、坊主山2、臥竜山、小山配水地、興国寺、臥竜、臥竜山2、臥竜山3、坂田霊園南、大日向、大日向団地、下河原橋東一ア、下河原橋東一イ、明光寺橋、豊里一エ、豊里一ウ、豊里一イ、豊里一ア、和合橋北、灰野ダム上、灰野ダム上2、洞入観音堂、豊丘上町、間瀬口、豊丘上町2、待留ダム下、塩野東工業団地、塩野東、塩野町、塩野配水池東、塩野配水池東2、みのどうトンネル東、塩野工業団地、塩野工業団地2、須坂荘西、東中学校北、東中学校北2、陽光台団地、夏端団地一ア、夏端団地一イ、夏端東団地上、夏端東団地北、亀倉団地北、待居橋下、金比羅山北、金比羅山北2、米子不動寺宮、金比羅山、仙仁温泉、仙仁、仙仁橋上、仙仁橋上2、仙仁橋上3、仙仁橋上4、瀬之脇公会堂下、瀬之脇

公会堂下2、瀬之脇公会堂北、大門橋上、栃倉橋西、栃倉橋北、栃倉、井上東、浄運寺東、浄運寺、安養寺、金口遺跡、金口遺跡2、井上枕状溶岩、井上枕状溶岩2、本郷町2、米子不動一ア及び米子不動一イ

2 指定の区域

須坂市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県須坂建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂 防 課

長野県告示第241号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月30日

長野県知事 村 井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

赤岩2、赤岩1、牧ノ入1、牧ノ入2、牧ノ入3、牧ノ入5、岩井1、岩井2、岩井3、岩井7、岩井8、岩井9、岩井10、岩井東1、岩井東2、田上、田上2、田上4、古牧、古牧3、壁田1他2、壁田4、壁田5、壁田6他3、壁田10、壁田11他1、壁田13、壁田14、厚貝2、厚貝3、畜産団地1、田麦1、大俣1、大俣2、光林寺1、七瀬1、長嶺1、七瀬2、七瀬3他1、片塩1、草間2、草間3、草間4、草間5、草間6、草間7、草間8、草間9、草間10、立ヶ花2、立ヶ花1、片塩2他2、安源寺2、安源寺3、安源寺4、安源寺5、安源寺6、安源寺7、高丘1、高丘2他1、高丘4、高丘5、高丘6及び高丘7

2 指定の区域

中野市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県中野建設事務所に備えて縦覧に供します。)

砂 防 課

長野県告示第242号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月30日

長野県知事 村 井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

金沢1、金沢3、金沢4、金沢5、金沢6、金沢7、金沢8、金沢9、金沢10、宮川1、宮川2、宮川3、宮川4、宮川5、宮川6、宮川7、宮川8、宮川9、宮川10、宮川11、宮川12、宮川13、宮川14、宮川15、宮川16、宮川17、宮川18、宮川19、宮川20、宮川21、宮川22、宮川23、宮川24、宮川25、宮川26、宮川27、宮川29、宮川30、宮川31、宮川32、玉川1及び玉川2

2 指定の区域

茅野市及び諏訪郡原村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第243号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年 3月30日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

共楽園下、菅の台駒ヶ根橋南、菅の台別荘地、大御食神社東、赤穂高校東、美須津保育園北、中通り北、中筋橋北、井の上橋北、上穂沢橋南、放下小平東、放下小平西、福岡辻沢東、福岡辻沢中、小町屋南部、菅の台スキー場及び菅の台スキー場北

2 指定の区域

駒ヶ根市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第244号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年 3月30日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

大瀬木(6)、大瀬木(5)、大瀬木(14)、大瀬木(15)、北方(1)、北方(3)、北方(6)、北方(9)、北方(8)、鼎切石(1)、鼎切石(2)、天伯神社、切石(5)、北方(10)、青木、水割、鼎上山(1)、鼎上山(3)、新城(1)、新城(2)、矢高神社下、矢高(1)、矢高(2)、山岸、松尾久井(1)、松尾久井(2)、八幡町(4)、八幡町(5)、八幡町(6)、松尾代田(2)、毛賀(7)、鼎名古熊(6)、鼎名古熊(1)、上殿岡、三日市場(10)、三日市場(13)、三日市場(12)、三日市場(11)、三日市場(14)、毛賀(10)、毛賀(14)、毛賀(15)、駄科(6)、駄科(5)、駄科(4)、毛賀(24)、中村(32)、久米(2)、切石(1)、切石(2)、切石(3)、切石(4)、上山(1)、上山(2)、上山(3)、下山(1)、下山(2)、東鼎(1)、上殿岡(9)、上殿岡(7)、上殿岡(8)、上殿岡(10)、三日市場(15)、三日市場(16)、三日市場(17)、三日市場(18)、三日市場(22)、三日市場(20)、三日市場(19)、中村(29)、中村(30)、中村(22)、中村(27)、中村(26)、中村(25)、大瀬木(16)、北方(4)、大瀬木(3)、大瀬木(4)、大瀬木(7)、大瀬木(8)、大瀬木(13)、北方(2)、鼎名古熊(2)、鼎上山(4)、東鼎(2)、松尾上溝(1)、松尾上溝(4)、毛賀(8)、毛賀(5)、毛賀(4)、毛賀(3)、松尾代田(3)、毛賀(9)、毛賀(27)、毛賀(28)、毛賀(29)、毛賀(23)、毛賀(20)、毛賀(21)、毛賀(22)、毛賀(19)、毛賀(17)、毛賀(16)、毛賀(13)、毛賀(11)、駄科(1)、駄科(2)、毛賀(2)、鼎名古熊(9)、鼎名古熊(10)、鼎名古熊(3)、鼎名古熊(7)、鼎名古熊(4)、上殿岡(5)、三

日市場(6)、三日市場(4)、上殿岡(1)、上殿岡(2)、上殿岡(3)、三日市場(8)、桐林(1)、桐林(2)、上川路、中村(31)、中村(17)、中村(16)、中村(18)、中村(19)、中村(21)、中村(20)、中村(28)、中村(15)、中村(14)、中村(13)、中村(12)、中村(11)、中村(9)、中村(10)、中村(7)、中村(8)、中村(6)、中村(5)、中村(24)、中村(23)、中村(4)、中村(3)、東鼎(3)及び八幡町(2)

2 指定の区域

飯田市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第245号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年 3月30日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

大沢北部1、清泉地上、城3、鶴部1、鶴部2ア、鶴部2イ、鶴部4、松川1、馬坂1、馬坂2、宮本1、馬坂3ア、馬坂3イ、馬坂3ウ、新井南部1、古町東部、古町南部1、古町中部1、古町中部2、南方3、南方1、南方2、古町北部、新井南部2、新井南部3、新井南部4、弥久司、宮坂、北垣外2、滝の沢2、滝の沢3、滝の沢5、新井北部3、新井北部1、新井北部2、名子原、城北、名子北部1、名子北部2、下垣外1、下垣外2、増野、桑園南部1、桑園南部2、桑園北部1、桑園北部2、桑園北部3、町谷1、福沢1、福沢2、福沢4、塩倉2、塩倉3、中山1、中山2、中山4、中山6、中山7、中山9、中山10、峠1、峠2、峠4、峠5、峠6、峠9、峠10、峠17、峠18、峠20、峠21、峠22、峠24、柄山1、柄山2、柄山3、柄山4、柄山5、柄山6、柄山7、柄山8、柄山9、柄山10、中山111、中山11、中山12、中山13、中山16、中山17、中山21、中山22、中山23、中山24、中山26、中山27、中山28、中山29、中山30、塩倉4、中山32、中山33、長峰1、長峰3、長峰6、長峰7、長峰8、長峰13、長峰15、長峰16、間沢1、間沢2、間沢4、間沢5、間沢6、中の村1、中の村2、中の村3、福沢5、福沢6、町谷2、大島南部、名子北部3、名子北部4、名子北部5、原田1、原田2、諏訪形、城4、城5、城6、大栢、大栢南、新井北部4、松川2、古町中部3、古町南部2、古町中部4、古町中部5、古町中部6、古町中部7、南方4、南方5、南方6、南方8、南方9、部奈1、部奈3、部奈11、中山34、中山36、中山37、中山39、中山40、中山41、中山42、中山45、中山51、中山52、中山53、中山55、中山56、中山57、中山59、中山60、中山62、中山64、中山66、中山67、中山68、中山69、峠26、峠27、峠28、峠29、峠31、峠34、峠35、峠38、峠39、峠41、峠43、峠44、峠47、峠48、峠50、峠51、峠52、峠53、峠54、峠55、峠56、柄山15、柄山16、柄山17、柄山18、柄山19、柄山20、柄山21、柄山22、柄山23、柄山24、柄山26、柄山28、柄山29、柄山30、柄山32、柄山33、中山79、中山80、中山81、中山82、中山84、中山87、中山88、中山92、中山93、中山95、中山96、中山101、中山102、中山103、中山104、中山105、中山106、中山107、

中山108、中山109、長峰22、長峰23、長峰26、長峰28、長峰29、長峰30、長峰33、長峰34、長峰36、長峰38、長峰40、長峰43、長峰44、長峰46、長峰47、長峰52、長峰53、長峰54、塩倉6、塩倉7、塩倉10、塩倉11、塩倉12、塩倉13、塩倉14、塩倉17、塩倉18、塩倉19、塩倉20、寺沢4、中の村4及び中の村5

2 指定の区域

下伊那郡松川町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第246号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月30日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

本郷町、大谷町2、大谷町、鎌田トンネル北、山崎一ア、山崎一イ、坂田町3、坂田町4、坂田町5、坂田町、坂田町2、坊主山、坊主山2、臥竜山、小山配水地、興国寺、臥竜、臥竜山2、臥竜山3、坂田霊園南、大日向、大日向団地、下河原橋東一ア、下河原橋東一イ、明光寺橋、豊里一エ、豊里一ウ、豊里一イ、豊里一ア、和合橋北、灰野ダム上、洞入観音堂、豊丘上町、間瀬口、豊丘上町2、塩野東工業団地、塩野東、塩野町、塩野配水池東、塩野配水池東2、みのどうトンネル東、塩野工業団地、塩野工業団地2、須坂荘西、金比羅山北、米子不動寺宮、金比羅山、仙仁温泉、仙仁、仙仁橋上、仙仁橋上2、仙仁橋上3、仙仁橋上4、瀬之脇公会堂下2、瀬之脇公会堂北、大門橋上、析倉橋西、析倉、井上東、浄運寺東、浄運寺、安養寺、金口遺跡、金口遺跡2、井上枕状溶岩、井上枕状溶岩2、本郷町2、米子不動一ア及び米子不動一イ

2 指定の区域

須坂市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県須坂建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第247号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月30日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

赤岩2、牧ノ入1、牧ノ入2、牧ノ入3、牧ノ入5、岩井1、岩井2、岩井3、岩井7、岩井8、岩井9、岩井10、岩井東1、岩井東2、田上、田上2、田上4、古牧、古牧3、壁田1他2、壁田4、壁田5、壁田6他3、壁田10、壁田11他1、壁田13、壁田14、厚貝2、厚貝3、畜産団地1、田麦1、大俣1、大俣2、光林寺1、七瀬1、長嶺1、七瀬2、七瀬3他1、草間2、草間3、草間4、草間5、草間6、草間9、立ヶ花2、立ヶ花1、片塩2他2、安源寺2、安源寺3、安源寺4、安源寺5、安源寺6、安源寺7、高丘1、高丘2他1、高丘4、高丘5及び高丘6

2 指定の区域

中野市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県中野建設事務所に備えて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県下伊那地方事務所告示第1号

南信州広域連合長から申請のあった規約の変更については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、平成21年3月13日付けで許可しました。

平成21年3月30日

長野県下伊那地方事務所長 岩崎 弘

市町村課

長野県長野地方事務所告示第1号

長野広域連合から申請のあった規約の変更については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、平成21年3月16日付けで許可しました。

平成21年3月30日

長野県長野地方事務所長 轟 好人

市町村課

長野県人事委員会告示第1号

職員の任用に関する細則（昭和34年長野県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行します。

平成21年3月30日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

様式第8号の2中

| 職の名称及び級職 | 所属課所 | 氏名 | 任 期 | 当該採用に係る育児休業期間 | 給 与 | 用いた能力実証方法 |
|----------|------|----|--------------------|--------------------|-----|-----------|
| (の級職) | | | 年 月 日から 年 月 日まで | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| (の級職) | | | 年 月 日から 年 月 日まで | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| (の級職) | | | 年 月 日から 年 月 日まで | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| 備 考 | | | | | | |

を

1 育休任期付職員

| 職の名称及び級職 | 所属課所 | 氏名 | 任 期 | 当該採用に係る育児休業期間 | 給 与 | 用いた能力実証方法 |
|----------|------|----|--------------------|--------------------|-----|-----------|
| (の級職) | | | 年 月 日から 年 月 日まで | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| (の級職) | | | 年 月 日から 年 月 日まで | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| (の級職) | | | 年 月 日から 年 月 日まで | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| 備 考 | | | | | | |

に

2 任期付短時間勤務職員

| 職の名称及び級職 | 所属課所 | 氏名 | 任 期 | 当該採用に係る育児短時間勤務期間 | 給 与 | 用いた能力実証方法 |
|----------|------|----|--------------------|--------------------|-----|-----------|
| (の級職) | | | 年 月 日から 年 月 日まで | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| (の級職) | | | 年 月 日から 年 月 日まで | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| (の級職) | | | 年 月 日から 年 月 日まで | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| 備 考 | | | | | | |

改める。

人事委員会事務局